

平成 26 年度 第 1 回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成 26 年 7 月 28 日 (月) 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター		
委 員	委員長 朝田 良作 (島根大学法科大学院教授) 委員 安部寿鶴子 (道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保和彦 (弁護士) 後藤 勇 (公認会計士)		
審議対象期間	平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日		
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率等の状況について ・入札方式別発注工事等の状況について ・指名停止等の運用状況について等 		
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	(備考) 抽出の考え方 (抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 ・契約金額が大きい ・予定価格超過者が多い ・入札金額のばらつきが大きい	
	一般		1. (仮称) 新体育館建設 (建築主体) 工事 2. (仮称) 新体育館建設 (電気設備) 工事 3. 市道西津田馬潟港線道路改良工事
指名	4. 来待幼稚園解体撤去工事 5. 平成 25 年度松江市道路台帳補正業務委託 (数値地形図補正・台帳図面補正)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし		

※参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札
工事名	(仮称) 新体育館建設(建築主体) 工事
工期	平成26年3月27日～平成27年12月15日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>建設建物①： 新体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 床面積 13,550m²</p> <p>建設建物②： おもいやり駐車場 鉄骨造平屋建 床面積 105m²</p> <p>建設建物③： 駐輪場 鉄骨造平屋建 3棟 総床面積 219m²</p> <p>その他、車寄せ庇(鉄骨造)、建物周辺外構工事等一式</p>
入札参加資格	<p>① 競争入札に参加する者の資格</p> <p>【第1グループ：特別共同企業体の代表者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25・26年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載され、名簿における建築一式工事の総合点数が1,200点以上であること。 ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。又は、公告日の前日現在で、職員を20名以上配置している建設業法に規定する営業所を松江市内に有すること。 <p>【第2グループ：特別共同企業体の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名簿に登載され、名簿における建築一式工事の総合点数が951点以上であること(松江市の格付Aに相当)。 ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>② 特別共同企業体の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1グループ1者と第2グループ1者で構成される2者、若しくは第1グループ1者と第2グループ2者で構成される3者の組み合わせによる特別共同企業体であること。 ● 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上であること。 ● 特別共同企業体の代表者は、元請又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成10年度以降に完成した下記ア、イの2つの条件を満たす建築一式工事の施工実績があること。それぞれの要件を満たす別の2工事を施工実績としても良い。 ア 1契約で10億円以上。 イ 新築工事で延床面積7,000m²以上。 ● 特別共同企業体の構成員は、元請又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成10年度以降に完成した1契約で4億円以上の建築一式工事の施工実績があること。 <p>③ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的(開札の日以前3ヶ月以上)な雇用関係があること。 ● 特別共同企業体の代表者は、次のア、イの基準をすべて満たす監理技術者を工事現場に専任で配置できること。 ア 一級建築士、1級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。 イ 建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習

	<p>を受けている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、次の基準を満たす主任技術者を工事現場に専任で配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 一級建築士、1級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。 		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成25年12月3日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	2JV		
入札参加業者数	2JV	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	3,733,024,320 円		
調査基準価格（税込）	3,359,721,240 円		
契約金額（税込）	3,723,840,000 円（落札率：99.75%）		
入札の経緯及び結果	<p>平成26年1月16日 開札 最低価格者：松江土建・カナツ技建工業・一畑工業特別共同企業体 平成26年1月17日 事後審査の結果、松江土建・カナツ技建工業・一畑工業特別共同企業体に落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）</p>		

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札
工事名	(仮称) 新体育館建設(電気設備) 工事
工期	平成26年3月27日～平成27年12月15日
工事種別	電気工事
工事概要	<p>新体育館建設に伴う電気設備一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備、幹線設備 ・コンセント・照明等設備 ・非常用発電設備、構内情報通信設備 ・音響・放送設備、防犯設備、避雷設備等 <p>参考建物規模： 新体育館(鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 床面積13,550m²)</p>
入札参加資格	<p>① 競争入札に参加する者の資格</p> <p>【第1グループ：特別共同企業体の代表者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25・26年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載され、名簿における電気工事の総合点数が900点以上であること。 ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。又は、公告日の前日現在で、1級又は2級電気工事施工管理技士を10名以上配置している建設業法に規定する営業所を松江市内に有すること。 <p>【第2グループ：特別共同企業体の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名簿に登載されていること。 ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>② 特別共同企業体の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1グループ1者と第2グループ1者で構成される2者、若しくは第1グループ1者と第2グループ2者で構成される3者の組み合わせによる特別共同企業体であること。 ● 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上であること。 ● 特別共同企業体の構成員は、元請又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成10年度以降に完成した下記の条件を満たす建築物に付随する電気工事の施工実績があること。なお、建築一式工事で受注した工事に含まれる電気工事の実績は除く。 代表者…1契約で1億5000万円以上。 代表者を除く…1契約で5000万円以上。 <p>③ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的(開札の日以前3ヶ月以上)な雇用関係があること。 ● 特別共同企業体の代表者は、次のア、イの基準をすべて満たす監理技術者を工事現場に専任で配置できること。 ア 1級電気工事施工管理技士又は電気工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。 イ 電気工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 ● 特別共同企業体の構成員(代表者を除く)は、次の基準を満たす主任技術者を工事

	現場に専任で配置できること。 ア 1 級電気工事施工管理技士又は電気工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成 25 年 12 月 3 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	4JV		
入札参加業者数	4JV	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	620,847,720 円		
調査基準価格（税込）	558,762,840 円		
契約金額（税込）	615,600,000 円（落札率：99.15%）		
入札の経緯及び結果	平成 26 年 1 月 16 日 開札 最低価格者：島根電工・三和電工・一畑住設特別共同企業体 平成 26 年 1 月 17 日 事後審査の結果、島根電工・三和電工・一畑住設特別共同企業体に落札決定 (詳細は「入札調書」のとおり。)		

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市道西津田馬潟港線道路改良その2工事
工期	平成26年2月25日～平成26年9月16日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>JR山陰本線に近接する市道を拡幅改良するもの。</p> <p>工事場所 松江市矢田町地内</p> <p>施工延長 260m、幅員 11.5m（車道 6.5m＋歩道 2.5m 両側）</p> <p>掘削 V=350m³</p> <p>盛土 V=282m³</p> <p>側溝工 L=353m</p> <p>集水柵 N=1箇所</p> <p>地盤改良工 A=1,510m²</p> <p>舗装工 A=1,510m²</p> <p>区画線工 L=530m</p>
工事のランク	なし
指名業者数	4者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、鉄道の安全輸送確保に必要な能力を有し、保安要員（工事管理者、列車見張人）が在籍する4者から、全者を選定した。
入札参加業者数	4者
予定価格（税込）	58,611,600円
最低制限価格（税込）	51,404,760円
契約金額（税込）	56,160,000円（落札率：95.82%）
入札の経緯及び結果	平成26年2月20日 開札 株式会社フクダに落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	来待幼稚園解体撤去工事
工期	平成25年12月17日～平成26年3月14日
工事種別	とび・土工・コンクリート工事又は建築一式工事
工事概要	<p>幼稚園を解体撤去し、跡地を整地するもの。</p> <p>工事場所 松江市宍道町地内</p> <p>建物概要 鉄骨造一部木造平屋建て 延べ面積 600m²</p>
工事のランク	なし
指名業者数	15者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、下記の条件を満たす者15者から、全者を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者を常用雇用していること。 ● とび・土工・コンクリート工事登録業者については、建築物解体工事の施工実績があること。
入札参加業者数	6者
予定価格(税込)	16,161,600円
最低制限価格(税込)	14,458,500円
契約金額(税込)	14,507,850円(落札率:89.77%)
入札の経緯及び結果	平成25年12月11日 開札 株式会社宏田屋に落札決定 (詳細は「入札調書」のとおり。)

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	平成25年度松江市道路台帳補正業務委託（数値地形図補正・台帳図面補正）
履行期間	平成25年12月25日～平成26年2月28日
業務種別	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	<p>道路管理者には、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第28条により道路台帳の調製・保管が義務付けられている。</p> <p>本業務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度における市道認定・廃止 ● 平成24年度における道路改良工事 等 <p>により、市道の現況に変化の生じた箇所について、道路台帳図面・調書の補正を行うための測量業務等を委託するもの。</p> <p>業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路台帳図面及び調書の補正を行うための測量 (2) 道路台帳図面（デジタル数値地形図）の補正データ作成（旧東出雲町分を除く） (3) 道路台帳図面（アナログ）の補正（旧東出雲町分） (4) 道路台帳調書データ補正（別途発注業務）への引継ぎ資料作成 (5) 市道認定路線網図の補正及び印刷・製本
業務のランク	なし
指名業者数	20者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、建設部門の技術士又はRCCMが在籍することを条件としたところ、条件を満たす者は24者（市内業者18者、市外業者6者）である。その中から市内業者全者と、市外業者からローテーションで2者の、合わせて20者を選定した。
入札参加業者数	18者
予定価格（税込）	
調査基準価格（税込）	
契約金額（税込）	16,758,000円
入札の経緯及び結果	平成25年12月19日 開札 株式会社アトラスに落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）

1. 落札率等の状況について

(報告要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 25 年度年間の落札率は、96.52%と前年度と比較して 7.55 ポイント上昇している。主な上昇理由は、平成 25 年 3 月入札制度改正により低入札価格調査制度、最低制限価格制度の見直しを行ったため、この基準となる価格が 3% から 4% 上昇し、入札価格全体の底上げとなったこと、また、大規模工事の新体育館建設工事、電気通信工事が全体の落札率を上げていることが要因と推測される。

○月別入札件数と落札率の推移

12 月から 3 月までの入札件数は 53 件で、前年同期 56 件とほぼ同数となっている。

落札率については、12 月と 2 月は年平均より低く、1 月は 99% 台と高い傾向にある。1 月は新体育館建設工事などの落札率が高かったことが影響している。2 月は土木工事 2 件である。

○工種別落札率の推移

ほとんどの工種で前年度より上昇している。

土木は、落札率が比較的低い傾向にあった下水道工事が平成 25 年度に上下水道局へ移行したことも一因と思われ、約 5% 上昇している。建築は、新体育館建設工事が落札率を上げている。同様に電気、管も新体育館建設工事が落札率を上げている。電気通信は防災行政無線整備工事、消防救急デジタル無線活動波整備工事である。

前年度より低下している工種は、塗装である。塗装は市営アパート外壁改修工事が低い傾向にある。

○価格帯別落札率推移

ほとんどの価格帯で前年度より上昇している。

落札率が 95% を超えている価格帯で、5000 万～6000 万円は校舎耐震補強工事、幼稚園の空調設備工事、港湾工事などである。

1 億 5000 万円以上は新体育館建設工事、防災行政無線整備工事、消防救急デジタル無線活動波整備工事などである。

前年度より低下している価格帯は、7000 万～8000 万円で、土木の道路改良工事である。

○平成 25 年度と平成 26 年度の登録工事業者数の比較

登録は 25・26 年度 2 か年間通じての登録であり、両者に大きな差はない。表の下、合計欄の比較であるが、市内事業者は 7 社増加、市外事業者は 6 社減少、合計 1 社増となっている。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 25 年度年間の落札率は、92.77% で、前年度とほぼ同じ水準である。

○月別入札件数と落札率の推移

12 月から 3 月までの入札件数は 12 件で、前年同期 17 件より 5 件減少している。落札率については、年平均と比較して 12 月が高く、2 月は低い。12 月は土木設計 8 件、建築設計、補償各 1 件、2 月は土木設計、測量各 1 件である。

○業種別落札率の推移

前年度と比較して測量、建築設計は落札率が高く、土木、地質調査、補償は低くなっている。測量は、地籍調査業務委託が前年度より高く、建築設計は小学校等大規模改修工事設計や松江城石垣調査業務等が高い。

地質調査は橋梁の地質調査・解析業務、補償は工事損害補償のための建物事前調査、移転補償に係る建物物件調査である。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して落札率は、2000万～3000万円が低く、そのほかは高くなっている。

2000万～3000万円は土木設計と建築設計である。500万～1000万円は測量や土木設計等、1000万～2000万円は地籍調査等の測量、小学校等大規模改修工事設計や松江城石垣調査業務等の建築設計が高い傾向にある。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

12月から3月の状況について、一般競争入札は、前年同期と比較し12.48ポイント上昇している。指名競争入札は工事で2.94ポイント、業務委託で3.28ポイント上昇している。

一般競争入札について

今期は、建築、電気、管の新体育館建設工事と電気通信の消防救急デジタル無線活動波整備工事の落札率が高く、25年度全体の落札率を大きく引上げている。

質問及び意見	回答
○ 3月の発注件数が0件ということだが、これは消費税の増税が関係しているのか、教えていただきたい。	○ 御指摘の通り。4月からの消費税増税があったことに加え、2月に単価改正があったため、発注時期を十分考慮した。この結果、3月の発注件数が0件となった。

【審議事項について】

1. 一般競争入札【(仮称)新体育館建設(建築主体)工事】

平成26年1月16日に開札した。1回目は2JVが応札した。まるなか建設・豊洋・幸陽建設特別共同企業体4,100,000,000円、松江土建・カナツ技建工業・一畑工業特別共同企業体3,720,000,000円である。いずれも予定価格を上回ったため、引続き2回目の入札を行ったところ、まるなか建設・豊洋・幸陽建設特別共同企業体は辞退し、松江土建・カナツ技建・一畑工業特別共同企業体のみが応札した。入札価格は3,448,000,000円であった。

平成26年1月17日、事後調査の結果、松江土建・カナツ技建工業・一畑工業特別共同企業体に落札決定した。落札率は99.75%であった。

この工事は「松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱」第2条に規定により特別共同企業体(JV)とした。大規模かつ技術難度が高い工事の施工に際しては、技術力等を集結することにより工事の安定的施工を確保する目的でJVとすることが多い。JVとすることで、業者側にも次のメリットがある。1つ目は受注機会が増えること、2つ目はJVの代表者に加えて構成員も施工実績として認められることである。

落札率が高かった理由は次のことが考えられる。入札公告があった平成25年12月頃は、震災復興、東京オリンピック需要及び消費税増税に伴う駆込み需要の影響で、技能労働者の不足及び労務資材価格の高騰があった。これを受けて入札不調・不落が全国的に多かった。本工事は予定価格約37億円と大規模工事であり、職種が多く、数多くの技能労働者を手配する必要があったためと思われる。

落札が高いもう1つの理由は積算単価である。通常積算単価の改正は前年10月に調査したものを4月に行う。しかし、今年は労務資材単価の高騰を受け、積算単価と実勢単価の開きが大きかったことから、2月に前倒して単価の改正を行った。この工事の開札は1月に行われているため、単価改正のはざまにあった。すなわち、市の積算は改正前の単価に基づいて行われているが、入札参加者は入札時の実勢単価を反映させて応札したために、高い落札率になったものと思われる。

なお、本工事においては契約後に単価改正の内容を遡及させ、増額変更を行った。

質問及び意見	回答
○ 入札参加資格のうち、第1グループは総合点数1200点以上ということだが、これに該当する会社はどれくらいあるか?	○ 9社ある。内訳は市内業者が6社、市外業者が3社である。
○ 第1グループに該当する会社が9社あるにもかかわらず、2グループしか手を挙げていないが、なぜか?もう少し入札参加者があっても良いように思う。	○ 大規模かつ高い技術力を要する工事であることから、相当の企業体力及び技術力があり、手持ち工事に余裕がある会社が限られたためと思われる。結果、

<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館の工事は空間が大きな工事である。このことから特殊な技術者が必要な工事でもあるということか？ ○ はじめに配布された資料を見たところ、入札参加者数2と書いてあったため、入札参加者2者のうち有効入札者が1者であると認識していた。しかし実際には、2回目の入札において1者辞退したため、1者のみ応札しており、実態とは異なっている。2回目の入札が有効であるから、資料も2回目の数字、すなわち入札参加者数1と書くべきと思うが、配布された資料は1回目の入札の数字と2回目の入札の数字が混ざっており、誤解を生じる。今後資料の書き方を工夫し、誤解が生じないようにしてほしい。 ○ 9時に1回目の入札が行われて、2回目30分後の9時30分に行われている。この間、1回目に約37億円の金額を入れたJVが、2回目で2億4000万円も金額を落としている。たった30分の間にどのようにして2回目の金額を決めたのか？ 入札者はJVでありながら1人に全権を任せて応札しているのか、それとも3社で30分の間に協議の上、応札しているのか？ ○ 以上の審議の結果、適切な入札が行われたということでしょうか。 <p>(全委員了承)</p>	<p>2JVの参加にとどまったものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工法が特殊工法となる。このことから出来る会社が限られ、市内でもトップグループの3社がJVを組んで入札に参加し、落札した。また、技能労働者を集めることが困難な状況である。企業としての総合的に自信がある会社が入札参加したものと思われる。 ○ 了解。備考に記入するなど書き方について検討する。 ○ 実態を応札者に聞いたわけではないが、1回目で予定価格に達しなかった場合の2回目の方針については、入札前に協議しているものと思う。1回目ダメだったら2回目はいくりにするか、あるいは辞退するかということはJV参加者で事前に協議し方針を定めているものと想像する。応札はJVの代表者の会社が行っている。入札時にJVの構成員が立会っているか否かは電子入札であり、機械相手であるため分からない。
---	---

2. 一般競争入札【(仮称)新体育館建設(電気設備)工事】

(説明要旨)

平成26年1月16日に開札した。応札は4JVであり、4者とも調査基準価格以上ではあったが、3JVが予定価格超過であったため、唯一の有効入札者である島根電工・三和電工・一畑住設特別企業体が落札候補者となった。

平成26年1月17日、事後審査の結果、当特別共同企業体に落札決定した。落札率は99.15%であった。

予定価格超過者が3JVと多かった理由としては、建築一式工事と同じく技能労働者の不足、労務・資材等の価格高騰であると推測する。

質問及び意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ このような大規模新築工事においては、建築工事と設備工事は同時に発注するものか？ 今回は同時発注ではあるが、建築が先行し設備は後から発注することもあるのか？ ○ 先ほど建築主体工事では単価の遡及があり、契約後に増額変更したとのことだったが、電気設備工事で 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的には同時に発注する。各工事の取合いの問題があるからである。特別な事情により設備工事を建築工事の後で発注することはあるが、一般的には大規模工事に限らず同時に発注する。 ○ はい。 単価改正日である2月1日以前に契約し1日時点で

<p>も同様にあったのか？</p> <p>○ 以上の審議の結果、適切な入札が行われたということによろしいか。</p> <p>(全委員了承)</p>	<p>未着手の工事、又は2月1日以降に契約し改正前の労務単価により積算した工事については、請負代金額の変更が出来る。全国的にそのような措置を行っており、松江市についても該当工事で受注者から請求があったものについてはすべて契約変更をしている。</p>
---	--

3. 指名競争入札【市道西津田馬潟港線道路改良工事】

(説明要旨)

場所： 松江市矢田町地内。市道の南側に JR 山陰本線が沿っている。
 路線概要： 全長 3300m 国道 9 号のバイパス的な路線。
 全体事業概要： 改良延長 1500m 事業期間 平成 25 年度～（目標）平成 34 年度
 道路幅員を現況の 5.5m から 11.5m（車道 6.5m＋歩道 2.5m 両側）に拡幅改良するもの。

この時期に発注する理由は次の通りである。本工事は用地買収を伴う工事であったため、用地買収が完了したこの時期でなければ発注できなかったからである。

指名業者を選定した経緯は次の通りである。

本工事は JR が管理をする区域に近接している。本工事については、JR が管理をする営業線の範囲から 5m 以内の範囲を施工するため、事前に JR と協議をする必要があった。協議を必要とする範囲は、工事場所が線路よりも高いか低いかによって決まっている。本工事においては市道と線路とがほぼ同じ高さであるため、先に述べたように営業線の範囲から 5m 以内に工事範囲がある場合に協議を要する。

あらかじめ JR と協議を行った結果、保安要員（工事管理者、列車見張人）が在籍する業者に発注することとなった。市の登録業者のうち、保安要員が在籍する業者は 4 者であるため、4 者全者を選定した。

契約金額が大きい理由は次の通りである。一般的な道路工事と比較すると、保安要員（工事管理者、列車見張人）の費用が他の工事に比べ余分にかかる。本工事においては、延べ 61 人、金額にして約 220 万円が余分にかかるため高くなる。

落札率については、土木一式工事の平均落札率が 92.80%であることから少し高い。指名業者が 4 者に限定されているということから、平均より高かったものと推測する。

積算について、本市が積算した結果と、入札時に入札参加者から提出された工事費内訳書とを比較をしたが、ほぼ予定価格に近い積算がされていた。島根県が発行している土木工事積算基準に基づき積算しているが、歩掛及び単価等が公表されているためこのような結果になったものと思われる。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 本工事が高額な理由だが、JR の沿線ということもあり、かさ上げ等が必要になるということか？</p>	<p>○ かさ上げをするか否かについては、隣接する大橋川改良工事による。大橋川の計画堤防高さによって市道の高さが決まるため、これによってかさ上げをするか否かが決まっている。JR とは直接関係ない。</p>
<p>○ 抽出理由にもあった通り、契約金額が高い要因は何か？ 保安要員がたくさんいるということだが？</p>	<p>○ 保安要員として、列車を見張る人間と全体工事を見張る人間の 2 人をつけないといけない。この結果 220 万円高くなる。割合にして約 4%増となる。</p>
<p>○ この市道は、大橋川に隣接している。大橋川改良工事との関係はどのようになるか？ 今後、大橋川改</p>	<p>○ 国土交通省が計画した大橋川改良工事に沿うよう、国土交通省と協議した上で、道路線形等の市道の計</p>

<p>良工事が行われると思うが、市道に与える影響というのではないか？</p> <p>○ 以上の審議の結果、適切な入札が行われたということによろしいか。</p> <p>(全委員了承)</p>	<p>画を決めている。</p>
--	-----------------

4. 指名競争入札【来待幼稚園解体撤去工事】

(説明要旨)

15者のうち6者が応札したが、そのうち2者が最低制限価格未満で失格、1者は予定価格超過で残り3者のうちで最低入札金額の宏田屋が落札者となった。

第1回入札金額は最低額が12,088,000円、最高額が15,888,000円でその差が3,800,000円の入札額のばらつきがあった。

入札にばらつきがあった理由については次の通り。応札した6者のうち2者は標準設計額に近い見積額で応札したのに対し、残り4者は極めて受注意欲が高く低価格で応札したためだと推測する。

辞退者が多い理由は次の通り。本工事における解体建物はアスベストが含まれる。このため、普通の建物解体と比較して労働基準監督署や保健所等への手続きに要するための手間がかかり敬遠されたのではないかと推測する。また、手持ち工事があって余裕がない業者は辞退したものと推測する。

質問及び意見	回答
<p>○ この工事は辞退者が9者と多く、敬遠された傾向が強いと思う。アスベストを含む特殊な解体工事と認識しているが、アスベスト撤去について積算上考慮されているか。</p> <p>○ 以上の審議の結果、適切な入札が行われたということによろしいか。</p> <p>(全委員了承)</p>	<p>○ アスベストの調査費、撤去費、仮設費等は積算に反映されている。しかし、書類手続き等は通常の諸経費の中で行うものであり、アスベストがあるからといって特に考慮されているわけではない。書類手続きは慣れが必要である。慣れた業者であれば少しの手間で出来ることでも、慣れない業者は何度も書類の修正や再提出を行うこともあり、そのあたりの手間が敬遠された理由の1つであると思う。また、発注時期が12月と年度末に近かったことから、手持ち工事があって辞退した業者もいたと思う。</p>

5. 指名競争入札【平成25年度松江市道路台帳補正業務委託（数値地形図補正・台帳図面補正）】

本業務内容は、当該年度（H25）の市道認定・廃止や、前年度（H24）の道路改良工事等により現況が変化した箇所について、道路台帳図面・調書の補正を行うための測量業務や図面・調書のデータ補正等を行うもの。

H25.4.1 現在の松江市道の認定状況は、路線数8,337、実延長2,323.6km（東京～松江間（約800km）を約1.5往復する距離）であり、当該業務では、路線数259（3.1%）、実延長58.5km（2.5%）の補正を行うものである。

当該業務は、次のような特徴がある。

- ① 道路法に基づき、毎年度補正を実施する業務である。
- ② 積算基準が無い業務で、3者見積により歩掛決定した業務である。
- ③ 業務の履行場所は「松江市内一円」であり、現地業務が広範囲である。

公正な競争が確保されているか否かについてであるが、指名した20者のうち18者が入札参加し、第1回入札において15者が予定価格以下の入札金額で応札しており、公正な競争の確保が出来ていると考えている。

なお、当該業務の受注者は毎年度同一（株）アトラス）となっているが、各種台帳の修正等業務の受注実績を見ると、当初に受注した業者が引き続き補正業務等を受注する傾向にある。

その要因としては、当初の受注者はその業務内容を熟知しており、その後の年次的なデータ補正等も定型化した業務内容であり、成果品の品質を確保しつつ履行期間内に業務を効率的・確実に完成出来ると判断され、積極的に応じた結果であると考えられる。

契約内容の透明性は確保されているかについて。

市道道路台帳補正業務の年度別落札率の推移を考察すると、平成 20 年度から平成 25 年度の期間の落札率は、約 95%～約 99% (平均落札率約 97%) であり、平成 25 年度は最も低い落札率となっている。

一方、同期間の土木コンサルタント業務の年度平均落札率は、約 81～約 92% (平均落札率約 89%) であり、各年度の道路台帳補正業務の落札率との差は、約 3～16 ポイント (平均約 8 ポイント) となり、道路台帳補正業務の落札率が高くなっている。

なお、道路台帳の他に下水道、港湾、河川、電線共同溝などの各種台帳業務 (補正・修正・作成) を含めて、同期間の年度別落札率を検証すると、約 94～約 97% (平均落札率約 96%) となり、各種台帳業務の落札率も土木コンサルタント業務と比較して、同様に高くなっている。

落札率を総括して考察すると、道路台帳補正業務の落札率は、土木コンサルタント業務と比較して多少高いが、その差は年々徐々に縮小する傾向にある。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 実施時期について。12 月に発注しているが、前倒しはできないものか？ 業務概要の中にある平成 25 年度における市道の認定・廃止と、平成 24 年度における道路改良工事の結果を補正するということだが、例えば認定・廃止、道路改良工事のいずれも平成 24 年度の結果を平成 25 年度の早い時期で発注することはできないものか？ 毎年この時期に発注するのか？</p> <p>○ 道路台帳補正業務委託の受注者は毎年度株式会社アトラスだが、これは入札の結果そうなのか。</p> <p>○ 入札調書を見ると予定価格欄と調査基準価格欄が空欄になっているがなぜか。</p> <p>○ 以上の審議の結果、適切な入札が行われたということよろしいか。</p> <p>(全委員了承)</p>	<p>○ 過去を見ると、早くは 9 月に発注したこともあるが、近年は毎年 12 月に発注している。工事担当課から提出された道路改良工事の結果を集約してから発注するが、この集約作業にかなりの期間を要するため、どうしても 12 月になってしまう。望ましいのは早い時期ではあるが、結果として年末の発注になる。</p> <p>なお、過去の入札結果を調べたところ、入札時期によって落札率にあまり変化は見られない。</p> <p>○ はい。</p> <p>○ 指摘の資料は外部に公表している資料である。松江市においては業務委託の予定価格及び調査基準価格は非公表であるため空欄となっている。</p>

【報告事項】

1. 指名停止等の運用状況について

平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に、12 件の指名停止を行った。12 件とも他機関発注案件の指名停止である。

2. 入札制度の変更と落札率の推移

近年の入札制度の変更と落札率の推移を資料にまとめた。平成 25 年 3 月の制度改正後、制限付き一般競争入札、低入札価格調査制度、電子入札の欄でそれぞれ落札率が上昇しているが、これはこれまでの説明にもあった通り、金額のきわめて大きい新体育館建設工事において落札率が高かったためと考えられる。

【その他】

〔次回開催予定について〕

- ・平成26年10～11月頃に開催することとし、日時は事務局で調整する。

以上